別表七の一の記載要領第一号中「、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第２条の規定による改正前の法人税法第81条の９（第４項を除く。）（連結欠損金の繰越し）」を削る。

別表七の一付表一の表中「連結所得金額控除限度額 (1)×50、65、80又は100/100」を「連結所得金額控除限度額 (1)×50、55、60、65又は100/100」に改め、同表の記載要領第一号中「、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号。第３号(2)において「平成27年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法（第３号(2)において「平成27年旧法」という。）第81条の９第１項（連結欠損金の繰越し）」及び「。第３号(2)において「平成23年12月改正法」という。」を削り、同欄に号を次のように改める。

3　「連結所得金額控除限度額 (1)×50、55、60、65又は100/100」　(2)　の欄は、平成30年４月１日以後に開始する連結事業年度で中小連結親法人等連結事業年度（法第81条の９第８項各号に掲げる連結親法人の当該各号に定める各連結事業年度をいう。以下この号において同じ。）に該当しない連結事業年度にあつては、「、55、60、65又は100」を消し、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始する連結事業年度で中小連結親法人等連結事業年度に該当しない連結事業年度にあつては「50、」及び「、60、65又は100」を消し、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始する連結事業年度で中小連結親法人等連結事業年度に該当しない連結事業年度にあつては「50、55、」及び「、65又は100」を消し、平成28年４月１日前に開始した連結事業年度で中小連結親法人等連結事業年度に該当しない連結事業年度にあつては「50、55、60、」及び「又は100」を消し、中小連結親法人等連結事業年度に該当する連結事業年度にあつては「50、55、60、65又は」を消すこと。

別表七の一付表四の表中「個別所得金額 ((別表四の二付表「45の①」)－(7))又は((別表四の二付表「45の①」)－(7)－((別表四の二付表「45の①」)－(4))×(0.5、0.35又は0.2))」を「個別所得金額 ((別表四の二付表「45の①」)－(7))又は((別表四の二付表「45の①」)－(7)－((別表四の二付表「45の①」)－(4))×(0.5、0.45、0.4又は0.35))」に改め、同表の記載要領第一号中「、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第３号(1)ニにおいて「平成27年旧法」という。）第59条第２項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）（震災特例法第25条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により個別損金額を計算する場合で平成27年旧法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当しない場合」を削り、「。以下この号」の次に「及び第３号(2)」を加え、「（第３号(2)において「平成25年旧震災特例法」という。）」を削り、同欄二号中「個別所得金額 ((別表四の二付表「45の①」)－(7))又は((別表四の二付表「45の①」)－(7)－((別表四の二付表「45の①」)－(4))×(0.5、0.35又は0.2))」を「個別所得金額 ((別表四の二付表「45の①」)－(7))又は((別表四の二付表「45の①」)－(7)－((別表四の二付表「45の①」)－(4))×(0.5、0.45、0.4又は0.35))」に改め、同欄(9)を(9)に改め、同号(1)イ中「連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。(1)において同じ。）が平成27年４月１日以後に開始する連結事業年度（」を削り、「又は連結親法人事業年度」の次に「（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。(1)において同じ。）」を加え、「に限る。）」を削り、「「又は((別表四の二付表「45の①」)－(7)－((別表四の二付表「45の①」)－(4))×(0.5、0.35又は0.2))」」を「「又は((別表四の二付表「45の①」)－(7)－((別表四の二付表「45の①」)－(4))×(0.5、0.45、0.4又は0.35))」」に改め、同号(1)ロ中「平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始する」を「平成28年４月１日前に開始した」に、「、「0.5、」及び「又は0.2」」を「及び「0.5、0.45、0.4又は」」に改め、同号(1)ハ中「平成29年４月１日以後」を「平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間」に、「及び「、0.35又は0.2」」を「、「0.5、0.45、」及び「又は0.35」」に改め、同号(1)ニに次のように改める。

ニ　連結親法人事業年度が平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始する連結事業年度（イに掲げる連結事業年度を除く。）　「((別表四の二付表「45の①」)－(7))又は」、「0.5、」及び「、0.4又は0.35」を消すこと。

ホ　連結親法人事業年度が平成30年４月１日以後に開始する連結事業年度（イに掲げる連結事業年度を除く。）　「((別表四の二付表「45の①」)－(7))又は」及び「、0.45、0.4又は0.35」を消すこと。

別表七の一付表四の記載要領第二号(2)中「平成25年旧震災特例法」を「平成25年改正法第９条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に、「「又は((別表四の二付表「45の①」)－(7)－((別表四の二付表「45の①」)－(4))×(0.5、0.35又は0.2))」」を「「又は((別表四の二付表「45の①」)－(7)－((別表四の二付表「45の①」)－(4))×(0.5、0.45、0.4又は0.35))」」に改め、同号(3)中「「又は((別表四の二付表「45の①」)－(7)－((別表四の二付表「45の①」)－(4))×(0.5、0.35又は0.2))」」を「「又は((別表四の二付表「45の①」)－(7)－((別表四の二付表「45の①」)－(4))×(0.5、0.45、0.4又は0.35))」」に改める。